

(平成23年5月作成)

## 共同住宅のごみ排出場所の設置について

### 1.ごみ排出場所は次のとおり設置すること

- (1) 道路沿いに設けること
- (2) 収集車両が安全に収集でき且つ、通行の妨げにならない場所に設けること
- (3) 収集の妨げになるような囲いを設けないこと  
(フェンス等の囲いをしない。ブロック等で仕切る場合は2段までとする。)
- (4) 店舗、事務所等が併設されている建物の場合は、家庭系ごみと事業系ごみの排出場所を分離すること

### 2.ごみ排出場所は次のとおり維持管理すること

- (1) 入居者に対してごみの正しい出し方(分別して、指定日の朝8時までに、決まった場所へ排出する)を厳守させること
- (2) ごみ排出場所の設置者、所有者又は管理者は、ごみ排出場所の周辺を常に清潔に保ち、悪臭等が発生しないように努め、利用者に協力を求めるとともに指導を行うこと。

問合せ先

宜野湾市 市民経済部 環境対策課

098-893-4411(内線452~455)